

佐世保市物品の購入、修理及び印刷物の製造の契約事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐世保市（以下「本市」という。）が発注する物品の購入、修理及び印刷物の製造（以下「物品購入等」という。）の契約事務について、公正かつ適正な執行のため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）その他の関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に定めるものをいう。
- (2) 印刷物の製造 製造を行う印刷物のうち印刷製本費から支出するものをいう。ただし、地図印刷及び特殊印刷物を除く。
- (3) 業者 本市が発注する物品購入、修理及び印刷物の製造を行う業者をいう。
- (4) 契約 物品購入契約、物品修理契約及び印刷物を製造する契約をいう。

(物品の区分)

第3条 物品は、佐世保市物品会計規則（昭和56年規則第10号）第10条第1項各号に定めるところにより、これを区分する。

(業者の区分)

第4条 業者は、次の各号により区分する。

- (1) 登録業者 佐世保市物品等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された次の業者をいう。

ア 市内業者 本市に本社、本店を有する法人で本市の市税の滞納がない者及び本市に主たる事業所を有する個人事業者で代表者の住民票が市内にあり、その代表者が本市の市税の滞納がない者をいう。

イ 準市内業者 市外に本社、本店があり、本市に支店、営業所を有する法人又は本市に事業所を有する個人事業者で、本市に納税があり、かつ、その滞納がない者をいう。

ウ 市外業者 市内業者及び準市内業者に該当しない者をいう。

(2) 登録外業者 名簿に登録されていない者をいう。

(発注基準)

第5条 契約課への発注基準については次の各号のとおりとする。

(1) 予定価格が20万円を超える物品の購入及び単価を定め一定期間継続して購入する物品で、その予定価格の総額が20万円を超える物品の購入

(2) 予定価格が20万円を超える電子複写機(複合機能を有しないものに限る。)の保守及び消耗品価格に関する契約

(3) 予定価格が50万円を超える物品の修理。ただし、リース物品の修理は除く。

(4) 印刷物の製造

(5) 前各号以外の物品購入等については、その都度判断するものとする。

(格付け)

第6条 登録業者は次の各号に定める基準により、それぞれ格付けを行う。

1 印刷(連続帳票以外)に登録している市内業者の格付け

(1) Aランク 4色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者

(2) Bランク 2色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者

(3) Cランク 単色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者

(4) Dランク オフセット印刷機を有しない市内業者

(5) Eランク 前各号以外の業者

2 印刷(連続帳票)に登録している市内業者の格付け

(1) Aランク 連続帳票印刷機を有し、使用している市内業者

(2) Bランク 前号以外の市内業者

(3) Cランク 前各号以外の業者

3 準市内業者の格付け

(1) Aランク 次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

ア 登録した各営業種目において市内業者の平均雇用職員数を上回ること。

イ 当該市内支店等で雇用している者のうち半数以上が本市に住民票を有する者であること。

ウ 本市に支店等を開設後10年以上経過していること。

エ 本市に支店等の土地又は社屋を保有していること。

(2) Bランク 次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

ア 登録した各営業種目において市内業者の平均雇用職員数を上回ること。

イ 当該市内支店等で雇用している者のうち半数以上が本市に住民票を有する者であること。

ウ 本市に支店等を開設後10年以上経過していること。

(3) Cランク 前2号以外の業者をいう。

(物品の購入及び修理に係る業者指名基準)

第7条 物品の購入及び修理の入札に係る業者の指名業者の選定(以下「指名」という。)は、名簿を基に、該当する営業種目に属する入札参加資格を有すると認められた者(以下「有資格者」という。)の中から次の各号により行うものとし、5者以上とすることを原則とする。

(1) 市内業者を優先に指名するが、入札においては準市内業者(Aランク及びBランク)を指名することができるものとする。

(2) 前号の基準によっても5者以上に達しない場合は、準市内業者(Cランク)を指名することができる。ただし、5者未満であっても競争性が確保できると判断した場合はこの限りではない。

(3) 前号までの基準によっても指名業者が2者未満となった場合は、市外業者を指名することができる。

(4) 前号の基準によっても指名業者が2者未満となった場合は、他の営業種目から指名できるものとする。

(5) 前号の基準によっても指名業者が2者未満となった場合は、登

録外業者を指名することができる。ただし、この場合は、第1号から第4号までの手順により登録外業者を指名するに至った経緯を業者指名伺に記載するものとする。

2 物品の購入及び修理の見積合せに係る指名は、名簿を基に、有資格者の中から市内業者を優先指名し、2者以上を指名することを原則とするが、より競争性を確保するために予定価格が20万円を超える案件については5者以上を指名するものとし、予定価格が40万円を超える案件については、市内業者に加え、準市内業者（Aランク）を指名することができるものとする。ただし、この基準にて指名を行い、5者未満となった場合はこの限りではない。

3 業者を指名するときは、次の各号に留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 社会的信用状況
- (3) 経営状況
- (4) 過去の物品納入等の実績
- (5) 佐世保市物品購入等契約の手持ち量
- (6) 税の納付状況
- (7) 当該債務の履行場所、その他の地理的要件
- (8) 役員重複の有無
- (9) 資本的関係
- (10) 印刷物の製造にあってはその格付け
- (11) 準市内業者にあってはその格付け
(印刷物の製造に係る業者指名基準)

第8条 印刷物の製造に係る指名は次表のとおりとし、指名業者数は市内業者5者以上を原則とする。ただし、該当する区分のランクに格付けされた者が5者未満となる場合は、この限りではない。

予定価格	市内業者のランク
1,000万円以上	A
130万円を超え1,000万円未満	A・B
40万円を超え130万円以下	A・B・C
40万円以下	A・B・C・D

2 業者を指名するときの留意事項は、前条第3項と同様とする。

(指名の制限)

第9条 前条までの規定にかかわらず、次に定める資本関係又は人的関係のいずれかに該当する場合は、これらの者を同一案件で指名することはできない。

2 資本関係 以下のいずれかに該当する2者以上の場合をいう。ただし、子会社(会社法第2条第1項第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

(1) 親会社(会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

3 人的関係 以下のいずれかに該当する2者以上の場合をいう。ただし、同項第1号については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(監査役を除く)。

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(入札参加者選定の特例)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録外業者を入札に参加させることができる。

(1) 性質又は目的により必要があるとき。

(2) 災害等により緊急を要するとき。

(3) 特殊な物品であるとき。

(4) 有資格者がいないとき、又は有資格者が2者未満のとき。

(5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(説明会及び入札通知等)

第11条 契約課長は、物品購入伺等の決裁後、説明会の日時及び場所等を決定するものとする。

- 2 業者指名通知及び説明会の通知は、契約課長又は契約課長の指名した入札執行事務担当職員（以下「担当職員」という。）が文書又は口頭で行うものとする。
- 3 契約課長は、入札日時及び場所等を決定したときは、指名業者に対しその日時及び場所等を文書又は口頭で通知するものとする。ただし、口頭により通知するときは、担当職員に代行させることができる。
- 4 説明会は、担当職員が行うものとし、その際、指名業者に説明会を受けたことを確認させるため、出席簿に記名又は押印をさせるものとする。ただし、文書の送付又はファクシミリ等の送信により、その内容が相手方に十分に伝えられると認められる場合は、説明会を省略することができる。
- 5 規則第164条に基づく郵便による物品購入等の入札（以下「郵便入札」という。）を行う場合は、説明会にて次に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 入札書の郵送方法
 - (2) 入札書の到達期限
 - (3) 入札書の送付先
 - (4) 入札回数
 - (5) 開札の場所及び日時
 - (6) その他必要と認める事項
(入札の執行者等)

第12条 入札の執行は、契約課長が行うものとする。ただし、契約課長において入札の執行を行うことができないときは、契約課長があらかじめ指名する職員をして、その執行をさせることができる。

- 2 入札の執行を補助させるため、入札執行補助者（以下「補助者」という。）を置き、担当職員をもって、補助者に充てるものとする。
- 3 入札室に入室できる者は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の代表者又はその委任を受けた代理人のほか1名までとする。

（指名競争入札の特例）

第13条 条件等により指名する者が限定される指名競争入札において、入札参加者が2者未満の場合であっても入札を執行することができる。

できる。

(入札上の注意事項)

第14条 入札場所において注意事項に従わない業者については、入札執行者において当該業者の退室等、必要な措置を講じるものとする。

(入札の方法)

第15条 入札執行者は、入札を関係法令及び規則第163条に定める方法に則り執行するものとし、その際、次に掲げる事項を実行しなければならない。

- (1) 入札場所に予定価格書及びくじを用意すること。
- (2) 入札開始時刻になったら、順次入札参加者を入室させた後で入札参加者名を読み上げるか、又は出席簿等によりその確認を行うこと。
- 2 入札書は、入札箱に投入後は公文書の取扱いとする。
- 3 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。
 - (1) 入札参加者は、入札書を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で入札書の到達期限までに、「日本郵便株式会社佐世保郵便局」に到達するよう郵送しなければならないが、持参による提出は認めないものとする。
 - (2) 前項の規定による郵送には「長形3号封筒」を用い、入札書を封筒に入れ封印させ、封筒表面に開札日、物品購入等の名称を記入のうえ「入札書」と記載させ、封筒裏には差出人の住所と会社名を記入して郵送しなければならない。ただし、別に指示する場合は、この限りでない。
 - (3) 前項に規定する封筒の宛名は、「日本郵便株式会社佐世保郵便局留、佐世保市役所契約課行」とし、佐世保市長宛の「親展」として郵送しなければならない。
 - (4) 入札書は、日本郵便株式会社佐世保郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなす。
 - (5) 本市到達後の入札書は、開札日時まで開封してはならず、契約課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。
 - (6) 本市到達後の入札書の書換え又は撤回は認めないものとする。

(入札保証金の取扱い)

第16条 規則第167条及び第168条に基づく入札保証金又はそれにかわる担保(以下「保証金等」という。)の納付若しくは提供(以下「納付等」という。)については免除する。ただし、契約課長が必要と判断した場合を除く。

2 保証金等の納付等又は返還する場合の手続きは、次に定めるところによる。

(1) 入札参加者に保証金等の納付等をさせるときは、入札執行者が入札執行直前にその確認を行い、かつ、面前において封かんさせて氏名及び金額を封筒に明記させ、受領書を発行し、受け取るものとする。

(2) 保証金等は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に受領書と引換えに返還する。

3 規則第169条第1号の定めに該当し、入札保証金を免除された入札参加者については、入札執行前までに入札保証保険証券を提出させるものとする。

(開札)

第17条 入札執行者は、開札を自治令第167条の8に定める方法に則り執行するものとし、その際、次に掲げる事項を実行しなければならない。

(1) 担当職員又は補助者は、開札を行うごとに入札参加者に開札することを告げ、開封を行う。

(2) 自治令第167条の8第4項に該当するときは、直ちに再度入札を行う。

2 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。

(1) 入札執行者は、入札参加者の立会いのもと開札を行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(2) 開札に立ち会う入札参加者は、入札書受付締切日までに契約課職員に開札の立会いを行う旨を申し出なければならない。

(3) 開札の立会いに際し、入札参加者が代理人を立ち会わせるときは、委任状(開札立会用)を提出しなければならない。

(4) 立会人には、開札に先立ち、郵便入札開札立会人名簿に会社名及び氏名を記入させることとする。

(再度入札等)

第18条 再度入札執行の実施回数は2回までとする。

2 再度2回の入札をしてなお落札者がなかったときは、1回に限り見積書を徴し随意契約により契約を締結することができる。

3 前項において随意契約により契約を締結することができなかった場合は、その入札を打ち切り、仕様の変更又は入札参加者の指名替えを行い、改めて入札を行う。ただし、仕様の変更ができず、かつ、当初指名した者以外に指名する業者がないときは、前2項に規定する再度入札又は見積書の徴取により最も予定価格に近い額を提示した入札参加者と随意契約することができる。

4 前各項の規定は、郵便入札の場合について準用する。この場合において、第1項中「2回」とあるのは「1回」と、第2項中「再度2回の」とあるのは「再度の」と読み替えるものとする。

(落札者の決定)

第19条 入札執行者は、入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の氏名及び入札価格を読み上げ、決定した落札者名を入札参加者に告げて、落札者を決定するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合の入札価格が当該最低制限価格に達しないものについては、これを落札者とししない。

(くじによる落札者の確認手続)

第20条 入札執行者は、自治令第167条の9の定めるところにより、くじ引きで落札者を決定したときは、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同価格入札者」という。）全員に「くじを引いた結果落札した」旨を入札書に記入させ、かつ、記名又は押印させるものとする。

2 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。

(1) 開札の結果、同価格入札者が2名以上あるときは、落札決定を保留したうえで、あらためて当該同価格入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、当該同価格入札者全員が、立会人に選任され現に立会いを行っている場合は、その場で

当該立会人がくじを引くこととする。

- (2) 前号の場合において、当該同価格入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これにかえて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札後の処理)

第 2 1 条 入札執行者は、落札者が決定したときは、入札結果調書の落札金額欄に「落札」と記載するものとする。

- 2 落札者は、落札決定後原則として 7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、その期間の末日が土曜日、日曜日、祝日その他休日のときは、その末日後で休日でない直近の日までとする。

- 3 契約保証金の納付が必要な物品購入等の契約で前項の期間内に契約保証金が納付できない場合又は契約保証金にかわる担保、履行保証保険若しくは履行保証証券を提出できない場合は、当該落札は無効とする。

- 4 契約金額の増額により、契約保証金の金額が変更後の契約金額の 100 分の 5 以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の 100 分の 10 以上に増額しなければならない。

(契約の非締結等)

第 2 2 条 落札決定後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに佐世保市から指名停止又は指名除外の措置を受けた場合は、当該契約を締結しないこととする。ただし、この対象となる範囲は、契約課にて競争入札に付したものに限るものとする。

- 2 議会の議決を要する物品購入等の落札決定後に仮契約を締結した者が、議会の議決日の前日までに佐世保市から指名停止又は指名除外の措置を受けた場合は、当該仮契約を解除するものとする。

- 3 第 1 項により契約を締結しない又は第 2 項により仮契約を解除することについては、業者指名を行う際に通知するものとする。

- 4 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく通知は、様式 1 又は様式 2 により行うものとする。

(準用規定)

第 2 3 条 第 6 条から第 1 2 条まで及び第 1 9 条から第 2 1 条までの規定は、随意契約の場合に準用する。

2 随意契約における業者の参加資格に関しては、佐世保市競争入札資格申請等に関する要綱の規定を準用する。

(要綱等の公開)

第24条 本要綱並びに物品購入等の指名業者、入札結果及び見積り合せ結果は公表する。ただし、指名業者名など入札執行に係る情報については、落札者決定後に公表する。

2 前項の規定に関わらず、佐世保市情報公開条例(平成13年条例第4号)第10条第1項の規定により非公開とする情報は、公開しない。

(要綱等の閲覧)

第25条 本要綱、物品購入等の指名業者及び入札結果等は、佐世保市ホームページ及び契約課で閲覧できる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、入札執行事務に関し必要な事項は、そのつど財務部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

2 物品購入等に関する入札事務処理要綱(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。

3 佐世保市物品指名競争入札参加資格審査要綱(平成5年1月4日施行)は、廃止する

4 第5条第3項の規定は、平成17年4月1日以後に提出された申請書について適用し、平成17年3月31日以前に提出された申請書については、廃止前の佐世保市物品指名競争入札参加資格審査要綱第3条第3項の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の第6条の規定にかかわらず、平成25年4月1日からの登録を目的として、市長が指定する期間内に申請するものについては、平成25年4月1日を審査基準日とする。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る業者指名基準（平成20年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 「指名停止措置等に係る物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造契約締結基準」（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 物品等入札参加資格審査申請書に関する要領（平成18年9月25日施行）は、廃止する。

(様式1)

第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

佐世保市長

印

契約の非締結について（通知）

貴社と契約を締結する予定にしておりました下記案件について、契約を締結しないことを通知します。

記

- 1 案件名称
- 2 契約予定金額
- 3 非締結の理由

このことは、佐世保市物品の購入、修理及び印刷物の製造の契約事務に関する要綱第22条第1項に該当する。

以 上
(契約課)

(様式2)

第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

佐世保市長

印

物品購入仮契約解除について (通知)

年 月 日付で、貴社と仮契約を締結した下記の案件について、物品購入仮契約書第16条の規定により当該仮契約を解除します。

記

1 案件名称

2 契約金額

3 納 期

以 上
(契約課)